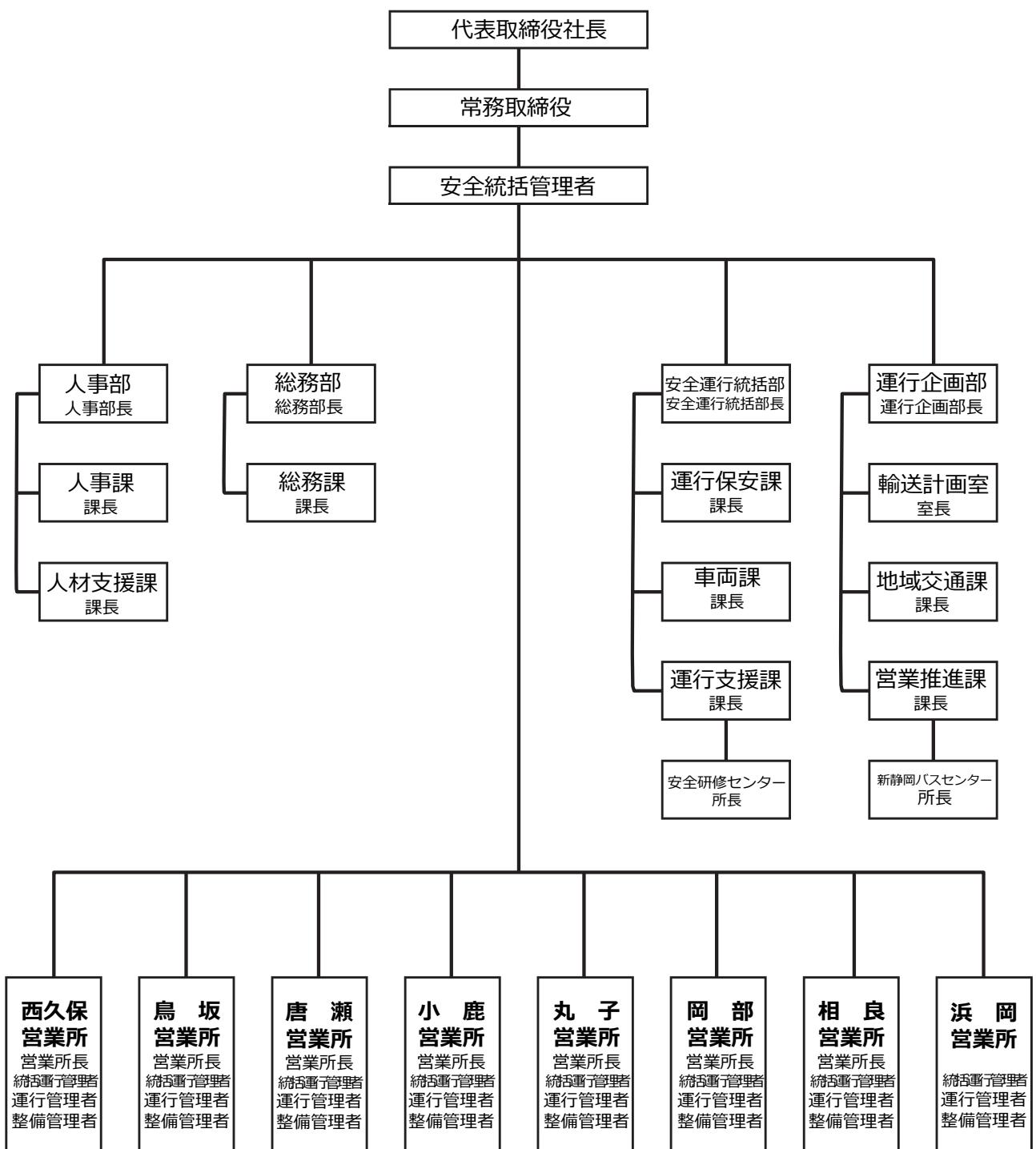


2006年に道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的として「安全管理規程」を制定了しました。安全管理規程では、社長を最高責任者として各管理者の責任を明確にした上で各種施策を実行するとともに、その検証と改善を行うことで、安全性向上のためのPDCAサイクルを確実に実行し、輸送の安全水準の維持および向上に努めております。

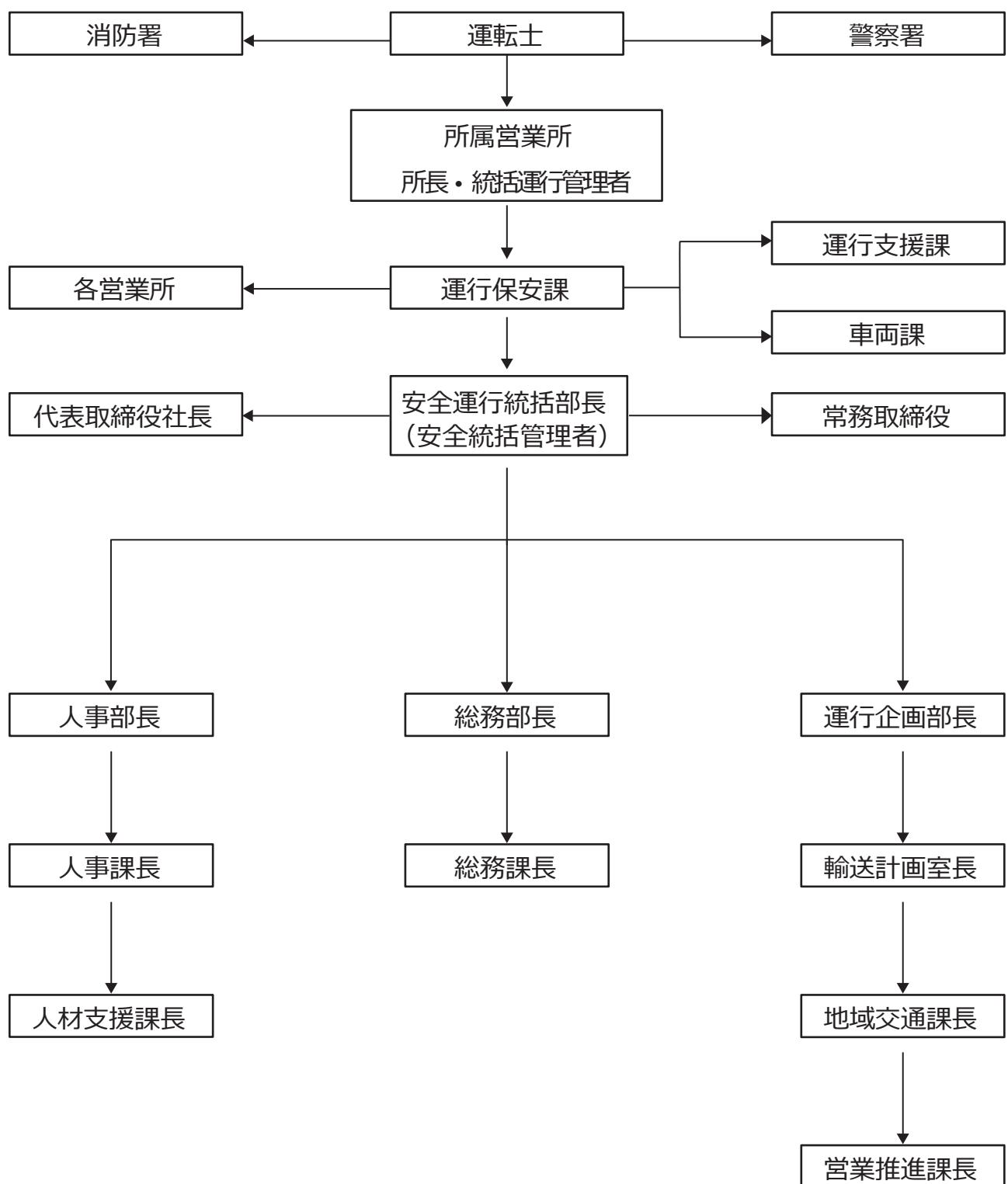
(1) 安全管理体制における職責

役 職	責 務
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運行管理者	安全統括管理者の指揮の下、営業所の輸送の安全確保に必要な運行管理を統括する。
整備管理者	安全統括管理者の指揮の下、営業所の輸送の安全確保に必要な車両整備を統括する。
安全運行統括部長	運行における管理、教育および車両整備を統括する。
運行企画部長	輸送の安全確保に必要な営業、管理に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務に関する事項を統括する。
人事部長	輸送の安全確保に必要な要員の確保、労務に関する事項を統括する。
営業所長	安全統括管理者の指揮の下、営業所の輸送の安全確保に関する業務を統括し、指導監督する。

(2) 指揮命令系統



(3) 報告連絡体制



(4) 安全を確保するためのPDCAサイクル

PDCAサイクル

輸送の安全を確保するためには、安全管理体制にPDCAサイクルを組み込み、継続的に見直し・改善を図ることが重要となります。PDCAサイクルとは、「計画を立て、それを実行し、そして自らの取組をチェックし、見直しを行う」ことであり、当社では、その考えに基づき各種取組を行っています。

